可児市下水道事業の適正な使用料の答申案

可児市上下水道事業経営審議会

【下水道使用料】

⇒変更なし (現状維持)

【井戸水併用世帯における認定水量】

世帯人数	案①	案②	現行
	(5 人以降 3 ㎡)	(5 人以降 2 ㎡)	(5 人以降 2 ㎡)
1	12	12	16
2	19	19	20
3	22	22	26
4	24	24	31
5	27	27	34
6	30	29	36
7	33	31	38
8	36	33	40
9	39	35	42
10	42	37	44
11	45	39	46

※5 人までは水道使用者の平均値とし、5 人以降は1 人増加する毎に3 mとするのか、2 mとするのかが問題となる。